

令和3年度第1回京都府地域部活動推進検討委員会（概要）

- 1 日 時 令和3年7月26日（月）午後2時30分から同4時30分まで
- 2 場 所 京都産業大学むすびわざ館 3階 教育委員室
- 3 出席者 （出席委員） 坂本博士、田川さなえ、中村裕予、長積 仁、西本吉生、密谷由紀、村上昌司、森口 茂 8名（50音順・敬称略）
（欠席委員） なし
（事務局） 柏木保健体育課長、関係課職員 15名

4 内 容

- (1) 開会
- (2) 委員長・副委員長選任（委員長 長積 仁、副委員長 密谷由紀）
- (3) 議事（座長 委員長）
 - ア 説明Ⅰ「事業概要について」
 - イ 説明Ⅱ「事業計画について」
 - ウ 協議Ⅰ「地域移行に係る課題と方策について」
 - エ 協議Ⅱ「目標の検証に必要な項目について」
- (4) その他
- (5) 閉会

5 議事概要

説明Ⅰ「事業概要について」

【説明（事務局）】

- 部活動の設置や運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要がないものとして位置づけられている。部活動の指導は、先生方の献身的な勤務によって支えられており、これが長時間勤務の要因でもあった。また、指導経験のない先生方にとっては、精神的にも大きな負担となり、生徒にとっても望ましい指導を受けられない背景があった。
- 平成31年の中央教育審議会答申において、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきとされ、国は令和3年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を示した。改革では、特に、休日の部活動における教師の負担軽減を図る必要があるとされ、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、併せて、休日の指導を希望する教師が、引き続き指導ができる仕組みを構築すること、さらに休日に活動をしたい生徒の希望に応えるべく、休日の部活動を地域の活動として実施できるように環境を整えることが重要であるとされた。
- 国が改革で示した具体的な方策には、「休日の部活動の段階的な地域移行」「合同部活動の推進と大会・コンクールの在り方の整理」を挙げている。

説明Ⅱ「事業計画について」

【説明（事務局）】

- 国が示した改革を踏まえ、本府では、スポーツ庁の「地域部活動推進事業」を活用し、「休日の部活動の段階的な地域移行」について、実践研究を事業化した。
- 事業目標については、生徒にとって望ましい持続可能な部活動を推進するため、生徒が自身の興味関心に基づきスポーツ活動に取り組むことのできる仕組みを構築すること。それが学校の働き方改革の実現に向けて、特に休日における教師の負担軽減を図ることに繋がることとした。これらの研究を進めるためのモデル地域を、舞鶴市と京丹波町に指定した。
- 舞鶴市では、①地域指導者の確保が困難、②学校部活動と地域スポーツ活動が協力できる体制が整っていない、③経費の確保が難しいということを課題としている。これらの解消に向けて、人材確保の基盤づくり、教員の負担感の軽減、生徒にとって魅力ある活動为目标に挙げ、

①中学校とスポーツ協会との連携の基盤作りとして、総合型地域スポーツクラブ「舞鶴ちゃったスポーツクラブ」に人材バンクを設立、②休日における地域移行として、剣道・柔道・陸上競技の3つの休日の部活動を舞鶴市内の体育館や学校施設に設置し、中学校からそれぞれ生徒が希望する部へ集合し活動を行う、③休日の部活動に対して人材バンクに登録された地域指導員を派遣し運営することを事業内容としている。

- 京丹波町では、①少子化が著しく部活動の維持が難しい、②教員の疲弊感が高まっている、③急速な高齢化も相まって地域の人材確保が難しいということを課題としている。これらの解消に向けて、中学校の部活動設置数を維持すること、教員の休日の部活動指導を20%削減することを目標に挙げ、①小規模校における部活動の維持継続として、軟式野球部での合同部活動の準備を進めるとともに、文化部も含め、季節ごとに色々な部活動に参加できるシーズン制の部活動を実施、②休日に町の特色ある競技スポーツであるホッケー・カヌーのスポーツ教室を開催、③町のスポーツ協会、少年団、スポーツ推進委員が連携して、地域スポーツ指導者人材バンクを設置し、休日の部活動へ指導者を派遣することを事業内容としている。

協議Ⅰ「地域移行に係る課題と方策について」

【説明（事務局）】

- 地域移行に係る課題や方策を挙げ、モデル地域での有効な実践に繋がられるよう協議する。

【協議】（●委員：意見・質問、○事務局：説明・回答）

- 京都府が考える地域移行の理想型は、生徒の満足度が上がり、教員の負担が減ること。究極の理想型だが課題は多い。
- 現在、全国の地域移行の事例には、地域の指導者と先生方が協力する方法や地域のスポーツクラブを学校の部活動に置き換える方法などがある。また、集団種目が設置できない中学校では、地域に活動拠点を置き、小学校から中学校へと持ち上がりで指導をするという事例もある。子どもたちにとって、スポーツを継続して続けられる環境が確保されることが重要である。
- 舞鶴市では、個人種目の設定が多いが、集団種目も含め生徒が希望するスポーツの選択肢を増やすことも大事である。また、誰でも参加できる大会を設定するなど楽しめるスポーツも増やすとともに、一方ではチャンピオンシップを目指すものがあっても良い。
- 生徒の選択肢を増やすことは大事である。
- 京丹波町では、町内3中学校のうち2校にホッケー部があるようだが、京都府の子どもの運動能力が高くないという状況の中、ホッケー教室のように、スポーツに子どもの頃から親しめるという生涯スポーツ社会の形が理想である。
- 平日と土日で同じスポーツを希望する生徒とそうではない生徒がいると思われる。それぞれのニーズに応えられる仕組みが大事である。
- 総合型地域スポーツクラブの「多世代・多志向・多種目」に見られるように、子どもたちが土日はじめ平日にも、それぞれの満足度に応じた活動に関わっていくことになる。
- 生徒や教員の満足度には差があり、双方の満足度を高めるにはどのような選択肢があるのだろうか。京都府内においても地域によってモデルに合うパターンとそうではないパターンも出てくると思われたため、検証が必要である。
- 高校での部活動で外部コーチの登録をしたことがあるが、報償費がかなりの低額でもあり、これではコーチを受けてくれる人は少ないと思った。
- 部活動として指導するのか、社会体育として指導するのかで目指すものも違う。もっと学校と地域が連携をして、地域の子どもたちを地域で育てるといった話しをしてほしい。
- 地域移行は何のための移行で、移行する時に何がどう連携しないといけないのか、何を一緒にしなければいけないのかといった細かい内容まで考えていかないといけない。そして、子どもの視点と教員の視点でマッチングがあったのかということも考えないといけない。
- 子どもたちにとって部活動とは何か考え、どのように生涯スポーツに繋げるかを考えること

も大事である。スポーツが好きで遊びながら取り組んでいるうちに子どもの体力は向上する。子どもの誰もが最初はスポーツが好きだったと思うが、だんだんと離れてしまっている。

- 高校の場合、生徒たちは、高校を部活動によって選択し、進路を実現するための手段として背景もあり、地域移行は難しい。また、部活動の指導者の多くは、部活動で育ってきたが、今後は地域部活動で指導者を育てなければならない。そのようなシステムを、ヨーロッパでは国の文化として作ってきたが、日本では、スポーツは学校という文化があるため、今回は文化を変えるという改革になる。
- 中学校と高校の連携として、地元の中学生在が高校で練習をしていることもあるが、地域部活動となった場合、高校の部活動に入る必要がなくなってくるのではないだろうか。
- 保護者の立場としては、教員の働き方改革には協力をしていきたい。その上で、大事なのは子どもたちが、部活動をどう望んでいるのかだと思うが、ただ単に活動できる場が地域にあれば良いというものなのだろうか。学校と地域で指導者が変わることによる教え方の違いなど、勝利至上主義なのかチームワークなのかといった戸惑いが生まれまいだろうか。
- 実践研究では、外部指導者の確保の難しさが見える。ボランティアではなく、有償にすることが必要であり、有償によって指導者としての責任感も生まれてくる。
- 無償での指導には疑問がある。サッカーの少年クラブチームでは、大学のサッカー部とタイアップし、指導者として雇用する学生たちの経費負担を加入条件としている事例もある。
- 地域に移行した際の予算確保は、受益者負担が基本となる。そのような負担に、国としても支援できるよう枠組みをつくらなければならないということが改革で示されている。
- 各地域に人材がないということはない。地域の様々な指導者と部活動のマッチングができるようなものがあると良い。
- 京都府には、スポーツ推進委員が約1,000名いるが、マッチングがない。
- 地域クラブの参加者は楽しくやりたいと希望し加入していることもあり、地域の指導者自身がチャンピオンシップで活動してきた場合には、物足りなさを感じることもある。クラブによって色々な価値観があって良いのではないかと思うが、指導者にとっても、それを選べるような体制があれば良い。なお、その際には、クラブとして保証や責任の体制を整える必要がある。
- 多様なニーズに応じることを考えなければいけない。様々な選択肢が増え、子どもたちの活動に広がりを持てるようにする。そして、けがや事故の責任の問題、指導者に対する経費の問題をどうするのかを踏まえなければならない。さらには、子どもたちと指導者と家庭のニーズが色々あるため、その整合性をどうするのかも重要である。
- 小さな学校では部活動が成立できず、生徒も教師も部活動に関わる選択肢が少ない。生徒の思いや願いを大事にすることと教師の負担軽減という両方の実現は難しく、どちらに重点を置くのかということも協議する必要があるのではないだろうか。
- どちらにも重点を置かなければならないことではあるが、京都府が示すものは、新しい部活動のスタイルで良いと思われる。活動がしっかり担保される新しい形を模索することが大切であり、それが教師の負担軽減に繋がるのではないかと思う。

協議Ⅱ「目標の検証に必要な項目について」

【説明（事務局）】

- 本府の目標の検証に必要な項目について意見を賜り、事業の適切な着地点に向けて協議する。

【協議】（●委員：意見・質問、○事務局：説明・回答）

- 部活動に対して色々な思いを先生方は持たれている。誰のために効果があるものかを検証する必要がある。
- 子どもにとって楽しかっただけではなく、新しい形態の中で新しい視野が開けたのかどうかを知る必要がある。また、部活動を指導する先生方が、この取り組みで新たな時間が生まれ、教員としての成長に繋がったのかということも問わなければならない。

- この改革によって、先生方がより生徒と向き合う時間が増えるものであってほしい。
- 子どもたちと向き合う時間が増えるということは大事なことである。
- 中学校で平日に部活動に関われる時間は1時間程度であり、指導しなければならない時間帯が一番忙しい時間でもある。先生方が、平日にどの程度の活動をしているのかを調べる必要がある。なお、そのような状況を踏まえるのであれば、放課後に余裕のある先生が、地域のクラブで指導するなど抜本的に体制を変えていかないといけない。
- 先生方の部活動指導時間など実態調査は必要である。単なる移行というだけでなく、もっと大きな括りで部活動そのものを改革する足がかりとなることを考えないといけない。
- 以前の部活動は、一斉加入の時があった。今は違うが、加入は勧めている。
- 子どもたちと部活動の現在の関係性を捉えておく必要がある。
- 部活動は必ずしも教師が担う必要の無い業務と定義されているが、部活動は教育課程に位置づけられているのだろうか。
- 部活動は課外活動であり、一斉加入は義務づけるものではない。部活動は、教師が必ず指導しなければならないものではない。
- 日本スポーツ協会に有資格者の制度があるが、指導者が学校現場へ入るために、指導者に適していることを示す仕組みがあってもよいのではないだろうか。
- 資格がないと指導ができないということになるのだろうか。例えば、研修を受講することで指導が可能といった検討も必要ではないだろうか。
- 質的保証という意味では、資格の検証も考えないといけないが、日本スポーツ協会などの統括団体の登録者確保だけにこだわるのは望ましくない。京都モデルの人材確保の方法があると良い。
- これからの先生方は、ICTの活用など関わるべき負担も多い。移行が本当に働き方改革に繋がるのか、子どもとの関わりが増えるのかといった疑問は残る。教員の思いや時間的な変化を検証していかなければいけない。
- 学校の内実的なもので判断する必要もあり、数量的なものを可視化することも一つの方法である。
- 部活動を指導したい先生方にとっては、指導する機会が無くなることでの影響もある。
- 自分の経験したことのない種目を指導する際に、生徒と相談をしながら活動することも生徒と向き合っているという大切な時間でもある。
- 平日になかなか指導ができないため、土日に指導したいという先生方もおられる。
- 毎日、部活動をする子どもたちも求めているのだろうか。部活動をするのが当たり前という感覚も変えていかなければいけない。
- 部活動の活動時間も随分と変わってきた。学校での練習は、2時間から2時間半の間で活動している。夏休みの練習試合も、以前は一日実施していたが、現在は半日となった。
- 部活動指導に様々な思いを持つ先生方が、この改革を機会に教師として向き合うべきことを考え直す機会にもしてほしい。
- 抜本的な改革に繋がるような布石を打てる検証が望ましい。部活動が単に学校から地域へ移行しようとしているのか、それとも、部活動のスタイル自体が変わろうとしているのかを捉えていかなければ評価はできない。不足している所に人材をマッチングし、活動を置き換えることで移行はできるかもしれないが、そこが目的ではない。京都府で何がどのように新しく変わろうとしているのかを、一足跳びではいけないが、積み重ねて示すことで、生徒、保護者、教師にとって満足するような仕組みになっていくと考える。

6 今後の予定

- ・ 第2回委員会 令和3年11月（予定）
- ・ 第3回委員会 令和4年2月（予定）